

大通達甲（人少）第14号	
令和7年10月16日	
簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部人身安全・少年課長 殿  
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

### 不良行為少年の補導について（通達）

不良行為少年の補導活動については、「不良行為少年の補導について」（令和6年5月30日付け大通達甲（人少）第23号）により実施しているところであるが、今後は下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

#### 第1 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第7号に規定する少年をいう。以下同じ。）の補導は、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行防止を図り、その健全な育成に資することを目的とする。

#### 第2 不良行為少年の補導に当たっての基本的心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神と少年の特性に関する深い理解を持つとともに、関係機関・団体、少年警察ボランティアその他の関係者との協力に配意するものとする。

#### 第3 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、別表のとおりとする。

#### 第4 不良行為少年の発見時における措置

##### 1 不良行為少年に対する注意又は助言等

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行い、又は非行防止その他健全育成上必要な助言等を行うこと。

##### 2 不良行為少年の所持する物件の措置

前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、所有者その他権利者に返還させ、保護者（少年の親権者又はこれに代わるべきものをいう。以下同じ。）に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意又は助言を行うこと。

なお、後記3(1)後段により、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年の雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）

に対する連絡を行う場合は、当該物件を学校関係者又は職場関係者へ預けさせることもできるものとする。

### 3 保護者等に対する連絡

- (1) 前記1の注意又は助言等のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名、住所等の確実な特定に努め、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すこと。この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意すること。
- (2) 保護者に対する連絡の要否については、執務時間内にあっては当該不良行為少年を発見した警察署（警察本部の所属が当該不良行為少年を発見した場合は、その発見場所を管轄する警察署。後記(3)において同じ。）の生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。以下同じ。）が、執務時間外にあっては当該警察署の当番責任者が、それぞれ判断し、その連絡は、生活安全課長若しくは当番責任者又は生活安全課長若しくは当番責任者から指示を受けた警察職員が行うこと。
- (3) 学校関係者又は職場関係者に対する連絡の要否については、当該不良行為少年を発見した警察署の生活安全課長が判断し、その連絡は、当該警察署の生活安全課長又は生活安全係長が行うこと。
- (4) 前記(2)又は(3)の規定により連絡を行う者が、少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署の警察職員でない場合は、当該区域を管轄する警察署と連携を図ること。

### 第5 少年補導票の作成及び不良行為少年に係る報告等

- 1 不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、前記第4の3の連絡を実施したとき（連絡が取れず、後日連絡することとしたときを含む。）は、少年補導票（大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）第5号様式）を作成し、所属長に速やかに報告すること。この場合において、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）以外の警察本部の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、人身安全・少年課長に速やかに少年補導票を送付すること。
- 2 前記1の規定により報告又は少年補導票の送付を受けた人身安全・少年課長は、当該少年補導票に記載された少年の住居地を管轄する警察署の長にこれを送付すること。
- 3 前記1の規定により報告を受けた警察署長は、少年補導票に記載された少年の住居地が他の警察署の管轄区域内である場合は、速やかに当該他の警察署の長にこれを送付すること。ただし、少年補導票に記載された少年の住居地が他の都道府県警察の警察署の管轄区域内である場合は、人身安全・少年課長を通じて、当該少年補導票を当該他の都道府県警察の警察本部で少年警察活動を担当する課の長に送付すること。

### 第6 少年補導票の保管及び廃棄

- 1 少年補導票の保管

少年補導票は、当該少年補導票に記載された不良行為少年の住居地を管轄する警察署において保管すること。

## 2 少年補導票の廃棄

少年補導票は、次のいずれかに該当する場合に廃棄するものとする。

- (1) 当該少年補導票に記載された不良行為少年が20歳になったとき。
- (2) その他保管の必要がなくなったとき。

(人身安全・少年課企画・指導係)

## 別表

## 不良行為の種別及び態様

以下の行為であって、犯罪の構成要件又はぐ犯要件(少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項第3号に規定するぐ犯事由及びぐ犯性をいう。)に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの

種 別	態 樣
1 飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で所持する行為
2 噫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
3 薬 物 亂 用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4 粗 暴 行 為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5 刃 物 等 所 持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6 金 品 不 正 要 求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7 金 品 持 ち 出 し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8 性 的 い た ず ら	性的いたずらその他性的な不安を生じさせる行為
9 暴 走 行 為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
10 家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11 無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12 深 夜 は い か い	正当な理由がなく、深夜にはいかいし、又はたむろする行為
13 惰 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14 不 健 全 性 的 行 為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15 不 良 交 友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16 不 健 全 娱 樂	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
17 そ の 他	上記の行為以外の非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのある行為